

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則

平成12年3月24日	規則第44号
改正 平成13年5月18日	規則第70号
改正 平成18年4月 1日	規則第132号
改正 平成25年3月19日	規則第 5号
改正 平成27年3月27日	規則第 11号
改正 令和 元年6月28日	規則第 29号
改正 令和 3年3月16日	規則第 27号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 事前協議（第4条）
- 第3章 開発協議（第5条—第9条）
- 第4章 土地開発事業の施行（第10条—第12条）
- 第5章 土地開発工事の施行（第13条—第16条）
- 第6章 雜則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、土地開発事業に関して行う事業者及び工事施行者と県との調整に係る手続及び基準を定めることにより、県土の総合的かつ合理的な土地利用を推進し、もって地域の秩序ある発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 土地開発工事 一団の土地の区画形質を変更する開発に係る工事をいう。
- 二 土地開発計画 土地開発工事に係る計画をいう。
- 三 土地開発事業 土地開発計画及び土地開発工事をいう。
- 四 開発区域 土地開発工事を行う土地の区域をいう。
- 五 公共施設 道路、公園、上水道、下水道、緑地、広場、河川、砂防施設、水路、貯水施設、消防施設その他の公共の用に供する施設をいう。
- 六 公益的施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の公益性を有する施設であつて住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。
- 七 事業者 土地開発事業を自ら施行し、又は請負契約その他の方法により他人をして土地開発事業を施行させる者をいう。
- 八 工事施行者 土地開発工事を自ら施行し、又は請負契約その他の方法による事業者の求めに応じ土地開発工事を施行する者をいう。
- 九 県事務所長 岐阜県県事務所等設置条例（平成11年岐阜県条例第32号）第1条第1項の県事務所の長をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、開発区域の面積が1ヘクタール以上又は建設する道路の延長が1キロメートル以上の土地開発事業について適用する。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 土国利用計画法（昭和49年法律第92号）第18条の政令で定める法人その他知事が別に定める法人が事業者であるもの
- 三 鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用を受けるもの
- 四 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けて行う砂利採取事業に係るものであつて、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域又は同法第54条第1項に規定する河川保全区域において行うもの及び一時農地を転用し、砂利

採取後農地に復元するもの

五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業

六 都市計画法第29条第1項本文又は岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）の規定により同法第3章第1節に規定する事務を行う市町村の区域内において行うもの

七 農業、林業又は漁業の用に供する目的で行うものであつて知事が別に定めるもの

八 非常災害に際し必要な応急措置として行うもの

九 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

第2章 事前協議

（事前協議の方法）

第4条 土地開発工事を施行しようとする事業者は、あらかじめ、当該土地開発工事に係る土地開発計画の概要について、知事（当該開発区域を所管する県事務所がある場合は、県事務所長。以下この条、第3章から第5章まで及び第18条第2項において同じ。）に協議するものとする。

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出は、別記第一号様式による土地開発事業事前協議申出書を当該開発区域の所在する市町村を経由して提出することにより行うものとする。

3 前項の規定により土地開発事業事前協議申出書の提出を受けた市町村の長は、当該土地開発事業に関して意見があるときは、当該土地開発事業事前協議申出書を知事に送付する際に意見を付すことができる。

4 知事は、事前協議の申出があったときは、当該事前協議に係る土地開発計画の概要について、次に掲げる基準により審査しなければならない。

一 土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合するものであること。

二 公共施設及び公益的施設に関する国、地方公共団体等の整備計画に照らして明らかに不適当なものでないこと。

三 開発区域を含む周辺区域の自然環境の保全上明らかに不適当なものでないこと。

5 知事は、前項の規定による審査の結果、当該土地開発計画の概要が適當であると認めるとときは次条第1項の規定による協議（以下「開発協議」という。）をするよう（第9条各号に掲げる土地開発事業に係るものにあっては承認する旨を）事業者に通知し、当該土地開発計画の概要が不適當であると認めるとときは当該土地開発計画を変更し、又は当該土地開発工事を中止するよう事業者に指導するものとする。

6 前項の規定による通知は、土地開発事業事前協議申出書を経由した市町村を経由して行うものとする。

第3章 開発協議

（開発協議の方法）

第5条 事業者は、事前協議を行った土地開発事業に係る土地開発工事を施行しようとするときは、当該土地開発工事の施行のために必要な法令又は条例の規定による許可、認可、確認等の申請及び自然環境保全協定（岐阜県自然環境保全条例（昭和47年岐阜県条例第17号）第36条に規定する自然環境保全協定をいう。以下同じ。）の申出と同時に、当該土地開発工事に係る土地開発計画の設計内容その他の具体的な内容について知事と協議するものとする。

2 開発協議の申出は、別記第二号様式による土地開発事業開発協議申出書を前条第二項の市町村を経由して提出することにより行うものとする。

3 知事は、開発協議の申出があったときは、当該開発協議に係る土地開発計画の具体的な内容について、計画調整基準（別表第一）及び設計調整基準（別表第二）により審査しなければならない。

4 知事は、前項の規定による審査の結果、当該土地開発計画の具体的な内容が適當であると認めるとときは承認する旨を事業者に通知し、当該土地開発計画の具体的な内容が不適當であると認めるとときは当該土地開発計画を変更し、又は当該土地開発工事を中止するよう事業者に指導する

ものとする。

- 5 前条第3項の規定は土地開発事業開発協議申出書について、同条第六項の規定は前項の規定による通知について準用する。

(開発協議の変更)

第6条 前条の規定は、同条第四項の規定による通知がなされた後に土地開発計画の変更をした場合について準用する。この場合において、当該変更が軽微であると認められるときは、届出をもって当該変更に係る開発協議に代えることができる。

(承認の取消し等)

第7条 知事は、事業者が正当な理由がないのに第5条第4項の規定による開発協議の承認の通知のあった日から2年以内に当該承認に係る土地開発工事に着手しないときは、当該承認を取り消すことができる。

(土地開発事業に係る会員等の募集)

第8条 ゴルフ場、テニス場その他の施設であつて会員（当該施設を利用するための権利（一般的の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することのできる権利を含む。）を有する者をいう。以下同じ。）の利用に供するためのものを設置する土地開発事業に係る事業者は、第5条第4項の規定による通知を受けた後において当該会員の募集（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）第2条第4項に規定する募集を除く。）をするものとする。

(開発協議の適用除外)

第9条 この章の規定は、次に掲げる土地開発事業には適用しない。

- 一 都市計画法第29条第1項本文及び同条第2項本文に規定する開発行為（開発行為をする面積が40ヘクタール以上のものを除く。）
- 二 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項に規定する宅地造成に関する事業（宅地造成をする面積が40ヘクタール以上のものを除く。）
- 三 砂利採取法第16条の認可を受けて行う砂利採取事業であつて第3条第4号に掲げるもの以外のもの
- 四 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けて行う岩石の採取
- 五 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は同法第34条第2項の許可を受けて行う行為（同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となる民有林の区域内にその開発区域の全てが含まれているものに限り、開発区域の面積が40ヘクタール以上のものを除く。）
- 六 その開発区域の全てが国有林野に含まれるもの

第4章 土地開発事業の施行

(開発協定)

第10条 事業者は、当該土地開発区域が所在する市町村の長から当該土地開発事業の施行に関し当該市町村の土地利用計画との調整等に関する協定（以下「開発協定」という。）の締結を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(勧告)

第11条 知事は、土地開発事業の実施状況の把握に努め、必要があると認めるときは、当該土地開発事業の事業者又は工事施行者に対し、当該土地開発事業の中止、当該開発区域の原状回復その他の措置を講ずるよう助言又は勧告をするものとする。

- 2 知事は、事業者が、第4条第2項若しくは第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の規定による申出をせず、又はこの規則に基づく指導若しくは要請に応じないで土地開発工事を施行したときは、当該事業者に対し、当該申出をし、又は当該指導若しくは要請に応じるよう勧告するものとする。

- 3 知事は、前二項の規定による助言又は勧告をするために必要があると認めるときは、事業者又は工事施行者に対し、報告若しくは資料の提供を求め、又は関係職員をして行う土地開発工事の実施状況の調査に応ずるよう要請するものとする。

(公表)

- 第12条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、岐阜県行政手続条例（平成7年岐阜県条例第36号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与の例により、当該事業者に対し、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第5章 土地開発工事の施行

(施行の時期)

第13条 工事施行者は、当該土地開発事業に関し次に掲げる要件を備えた後において、当該土地開発工事を施行するものとする。

- 一 第5条第1項に規定する許可、認可、確認等を受けたこと。
- 二 第5条第4項の規定による通知があつたこと（第9条各号に掲げる土地開発事業を除く。）。
- 三 自然環境保全協定の締結をしたこと。

(防災措置等)

第14条 事業者及び工事施行者は、防災措置（仮施設を含む。）を本工事に先立ち実施するとともに、当該土地開発工事の施行に際し次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 土砂崩れ、土砂流出、出水その他の災害の発生を防止するための措置
- 二 騒音、水質汚濁その他の公害の発生を防止するための措置
- 三 開発区域及びその周辺における河川、水路及び排水路その他の排水施設の排水又は利水に支障を及ぼさないための措置

四 開発区域及びその周辺における円滑な交通を妨げないための措置

2 事業者及び工事施行者は、土地開発工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該土地開発工事の廃止又は中止に伴う災害の防止、自然の回復その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(工事施行者の変更の届出等)

第15条 事業者は、工事施行者を変更し、又は当該土地開発工事に関しその期間を変更し、2週間以上中止し、中止後再開し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村を経由して知事に届け出るものとする。

(工事の着手及び完了の届出)

第16条 事業者は、土地開発工事に着手したとき又は土地開発工事の全部（土地開発工事を複数の工区に区分して施行する場合にあっては、それぞれの工区）について工事が完了したときは、速やかに、その旨を市町村を経由して知事に届け出るものとする。

第6章 雜則

(知事の総合調整等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、事業者又は工事施行者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、関係職員をして行わせる調査に応ずることを要請し、又は第1条に規定するこの規則の目的を達成する見地から必要な勧告若しくは助言をする措置を講ずるものとする。

(土地対策連絡会議等)

第18条 知事は、前条の措置を講ずるとき又はその他土地開発事業に関する事項について必要があると認めるときは、別に定める岐阜県土地対策連絡会議の意見を聞くものとする。

2 知事は、この規則の規定によりその権限に属された事項その他土地開発事業に関する事項について必要があると認めるときは、別に定める地域土地対策連絡会議の意見を聞くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和48年8月15日公

示。以下「指導要綱」という。) 第3章第1の規定による開発協議を承認する旨の通知がなされている土地開発事業(その土地開発工事の全部について工事が完了しているものを除く。)については、第3条ただし書の規定にかかわらず、この規則を適用する。

3 この規則の施行の際現に指導要綱の規定に基づいてなされている次の各号に掲げる手続については、それぞれ当該各号に掲げるこの規則の規定による手続がなされているものとみなす。この場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第4項中「次に掲げる基準」とあるのは「土地開発事業の適正化に関する指導要綱の廃止(平成12年3月24日公示)による廃止前の土地開発事業の適正化に関する指導要綱(昭和48年8月15日公示。以下「指導要綱」という。)第2章第2に規定する指導基準」と、第5条第3項中「別表第一の計画調整基準及び別表第二の設計調整基準」とあるのは「指導要綱別表第一に掲げる指導基準(計画)及び指導要綱別表第二に掲げる指導基準(設計)」とする。

- 一 指導要綱第2章第1の規定による事前協議の申出 第4条第2項の規定による事前協議の申出
- 二 指導要綱第2章第1の規定による開発協議を求める旨の通知 第4条第5項の規定による開発協議を求める旨の通知
- 三 指導要綱第3章第1の規定による開発協議又は開発協議の変更に係る協議の申出 第5条第1項の規定による開発協議又は第6条において準用する第5条の規定による開発協議の変更に係る申出
- 四 指導要綱第3章第1の規定による開発協議を承認する旨の通知 第6条第4項の規定による開発協議を承認する旨の通知
- 五 指導要綱第3章第1の規定による開発協議の変更に係る協議を承認する旨の通知 第6条において準用する第5条第4項の規定による開発協議の変更に係る協議を承認する旨の通知

附 則(平成13年5月18日規則第70号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定に基づいてなされている開発協議については、この規則による改正後の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第9条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月1日規則第132号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定に基づいてなされている開発協議については、この規則による改正後の岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月27日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第一（第5条関係）

計画調整基準

一	公共施設及び公益的施設に対する適合性について技術的検討がなされ、及び適当な措置が講じられていること。
二	開発区域を含む周辺の地域における自然環境の保全、公害及び災害の防止並びに文化財の保護に対する具体的対策が講じられていること。
三	農林漁業、地域産業その他の地域社会との調和が保たれ、及び地域住民の福祉向上に対する貢献度が高いこと。
四	自家用給水計画について、適正かつ確実な計画を有すること。
五	土地開発事業の施行に伴い必要となる公共施設又は公益的施設の整備について、地方公共団体の財政に影響を及ぼさないよう、事業者の経費負担に関し適切な配慮がなされていること。
六	事業者の資力、信用及び能力並びに開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況からみて実現可能性の高いものであること。
七	事前協議が整った土地開発事業にあっては、当該事前協議に付された指示事項に対する措置が適正に行われていること。

別表第二（第5条関係）

設計調整基準

区分	内容
一 防災に関する基準	<p>1 流域は、原則として変更しないこと。</p> <p>2 土地の区画形質の変更の内容は、現在の地形を踏まえ、必要最小限の土工量であること。</p> <p>3 切土及び盛土に生ずる法面は、可能な限りこう配を緩くし、並びに植栽、芝張り、芝種子吹付けその他の当該土地の地形及び地質に適した工法により安定させるものであること（法面を擁壁で覆う場合を除く。）。</p> <p>4 相当量の土砂が流出するおそれが予測される場合は、下流地域における災害を防止するための防災施設を設けること。</p> <p>5 溪流は、埋没させないこと（やむを得ない理由があり、かつ、防災上支障がないと認められる場合を除く。次号において同じ。）。</p> <p>6 溪流は、他の工作物と交差させる場合にあっては、暗きよとしないこと。</p>
二 排水に関する基準	<p>1 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の汚水及び雨水を有効かつ適切に排水できるように、下水道、排水路、その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に接続していること。この場合において、放流先の河川、水路に流出増等の影響を与えないように、雨水を一時貯留するための調整池その他の適当な施設を開発区域内に設けること。</p> <p>2 既存の農業用ため池その他のため池に流入する雨水を増加させ、又は減少させることとなる場合は、当該ため池の安全及び必要水量の確保のために必要な措置を講ずること。</p>
三 自然保全に関する基準	<p>1 森林の伐採は最小限にとどめられており、かつ、土地開発事業の種別に応じ相当面積の樹林地が確保されていること。</p> <p>2 現存する樹林地が少ない等前号の樹林地が確保し難い場合にあ</p>

	<p>っては、その場所に適性を有する樹種を植栽する等積極的に樹林を育成すること。</p> <p>3 貴重な植物の生育地又は貴重な動物の生息地があるときは、適切な保護措置をとること。</p> <p>4 建物その他の構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周辺の自然環境に調和したものであること。</p>
四 道路に関する基準	<p>1 道路は、開発区域外の既存の道路の機能を阻害しないものであること。</p> <p>2 開発区域内に地域住民の通行の用に供している道路又は通路がある場合は、従来の慣行による地域住民の通行を確保するための措置を講ずること。</p> <p>3 国又は地方公共団体が管理者となる道路については、幅員構成、構造等について当該管理者（予定管理者を含む。）と協議がなされていること。</p> <p>4 幹線となる接続道路は、安全かつ円滑な交通量を確保するに足りる幅員及び構造を有する公道へ接続すること。</p> <p>5 道路は、原則として舗装すること。</p> <p>6 前各号に掲げる事項のほか、道路は、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）、岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第五十三号）及び当該道路の存する市町村が定める市町村道の構造の基準に関する条例に準じた構造とすること。</p>
五 用水に関する基準	<p>1 開発区域内における生活用水の水源は、水質が衛生上適当なものであり、かつ、当該開発区域内において消費する水量に対し十分な供給量を有するものであること。</p> <p>2 水源は、開発区域外の水道用水、農業用水等の利水に支障を及ぼさないものであり、かつ、水利権が明確に確保されているものであること。</p> <p>3 開発区域及びその周辺に消防水利として利用できる河川、水路、池沼等がない場合又は不足している場合は、消火栓、消防用ため池その他の消防水利施設を適切に配置すること。</p>
六 汚水及び廃棄物処理に関する基準	<p>1 し尿その他の汚水の処理は、地下浸透式以外の方法によること。</p> <p>2 下流域住民の生活環境及び利水に支障を及ぼさないよう、原則として、高度処理ができる汚水処理施設を設置すること。</p> <p>3 開発区域から排出される廃棄物は、事業者の責任において関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設を設置する場合は、周囲の生活環境の保全上支障を生ずるおそれのない構造及び能力を有すること。</p>
七 文化財に関する基準	<p>1 現に確認されている文化財は、原則として原状のまま保存することとし、保存のための適切な措置を講ずること。</p>
八 工事当初の措置に関する基準	<p>1 開発区域内における立木の伐採又は土地の区画形質の変更によって生ずる工事期間中における下流地域の災害及び著しい濁水の流出を防止するための防災施設（仮施設を含む。）並びに飲用水、かんがい用水等を確保するための施設（仮施設を含む。）は、工事施行の当初に行うこと。</p>

別記

第1号様式（第4条関係）（用紙日本産業規格A4）

土 地 開 発 事 業 事 前 協 議 申 出 書

年 月 日

岐阜県知事（　　県事務所長）様

事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（電話番号　　）

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり協議します。

土地開発事業名		* 整理番号	
開発区域の位置		*受付年月日	
事業の種別			
工事施行予定者 住 所 氏 名			
工事予定期間		*審査結果	
開発区域の面積			
土地開発計画	別紙事業計画概要書のとおり		
法令等に基づく 許認可等の手続 の 状 況		摘要	

備考

1 事業計画概要書は別紙として作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 土地開発計画の概要
- (2) 開発区域の現況（面積、土地の権利、地形等）
- (3) 土地利用の計画（利用面積、法令による制限等）
- (4) 事業計画（施設設置計画、自然環境の保全のための計画等）

2 次に掲げる図面を添付すること。

- (1) 開発区域位置図（縮尺25, 000分の1以上50, 000分の1以下）
- (2) 開発区域の現状平面図（縮尺25, 000分の1以上）
- (3) 土地利用計画図（縮尺25, 000分の1以上）

土 地 開 発 事 業 開 發 協 議 申 出 書

年 月 日

岐阜県知事（ 県事務所長）様

事業者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては
その代表者の氏名

(電話番号)

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり協議します。

土地開発事業名		* 整理番号	
開発区域の位置		* 受付年月日	
事業の種別			
工事施行予定者 住 所 氏 名			
工事予定期間		* 審査結果	
開発区域の面積			
土地開発計画	別紙事業計画内容書のとおり		
法令等に基づく 許認可等の手続 の 状 況		摘要	

備考

- 1 事業計画内容書は、計画書及び設計明細書とし、それぞれ別に作成するものとする。
- 2 計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 土地開発計画の概要
 - (2) 開発区域の現況（面積、土地の権利、地形等）
 - (3) 土地利用の計画（利用面積、法令による制限等）
 - (4) 事業計画（事業費、施設設置計画、自然環境の保全、公害防止、災害の防止、文化財等の保護、給水等のための計画等）
 - (5) 施設の維持管理計画
 - (6) 環境保全計画（ゴルフ場建設事業についてのみ記載）
 - (7) 資金計画
 - (8) ゴルフ会員募集計画
 - (9) 一筆調書（土地の権利に関する調書）

- (10) 開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (11) その他参考となる書類

3 計画書には、次に掲げる図面を添付するものとする。

- (1) 開発区域位置図（縮尺 25, 000 分の 1 以上 50, 000 分の 1 以下）
- (2) 開発区域の現況平面図（縮尺 2, 500 分の 1 以上）
- (3) 土地利用計画図（縮尺 2, 500 分の 1 以上）
- (4) 土地の公団写

4 設計明細書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開発区域内施設（営業施設、道路、樹林地、給水、排水、防災、汚水、廃棄物等）の設計明細
- (2) 開発区域外施設（接続道路、排水施設等）の設計明細
- (3) 工事中における災害、水質汚濁等の防止計画の明細
- (4) 工事工程表

5 設計明細書には、次に掲げる図面を添付するものとする。

- (1) 各施設の計画平面図（縮尺 600 分の 1 以上 2, 500 分の 1 以下）
- (2) 各施設の計画縦横断面図（縮尺 600 分の 1 以上）
- (3) 給水計画図（縮尺 600 分の 1 以上 2, 500 分の 1 以下）
- (4) 排水計画図（縮尺 600 分の 1 以上 2, 500 分の 1 以下）
- (5) 調整池及び沈砂池の配置図及び構造図（縮尺 100 分の 1 以上）
- (6) 緑化計画図（縮尺 600 分の 1 以上 2, 500 分の 1 以下）
- (7) 擁壁の構造（縮尺 100 分の 1 以上）
- (8) その他必要な図面